

三重県環境審議会 第3回水質総量削減部会 議事概要

平成29年1月31日（火）

14時から15時10分まで

1 開会

2 議題等

(1) 第8次総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の検討について

[主な質疑応答]

- 地域でのパブリックコメントの資料配架はどのように行ったのか。
→ 県の9つの地域事務所（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）で資料を配架し、希望者に配布するようにしました。総量削減に係るするのは、伊賀、尾鷲、熊野を除く6つの地域事務所ですが、広く意見を募集するという事で、すべての地域事務所での配架としました。
- 総量規制基準の適用開始時期が新增設分と既設分で区分があるのか。
→ 新基準の告示施行後（平成29年6月頃）、新設や変更により増加する部分は平成29年9月からの適用、既設分について変更がない場合は、平成31年4月からの適用になります。
- 三重県における削減目標量の達成に向けた主な対策としては、下水道等の生活排水処理施設の整備になるのか。
→ 三重県では、まだ供用開始されていない下水道エリアもあり、今後も整備が進められていく計画であることから、主な汚濁負荷量削減対策としては、事業場規制とともに生活排水処理施設整備として、生活排水処理アクションプログラムにより整備促進していきます。
- これまでの取組で総量削減はかなり進んできていると思う。今後、第9次以降に向けては、どこまで削減していくのか等、愛知県や岐阜県とも相談しながら、検討を進めていく必要があると思います。
- 今回で部会での審議は終了します。部会からの報告をとりまとめ、環境審議会（本会）に報告します。

(2) その他

環境審議会（本会）開催予定：平成29年2月9日（木）

3 閉会